

様式第1号（第6条関係）

鳥取県就職氷河期世代活躍支援補助金事業実施報告書

1 企業概要

事業者名			
担当者職・氏名			
連絡先	電話番号	電子メール	
業種	<input type="checkbox"/> 製造業、その他	<input type="checkbox"/> 卸売業	<input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業
従業員数	名	資本金	円

2 補助金額等

(1) 支給決定を受けた助成金名	<input type="checkbox"/> トライアル雇用助成金（一般トライアルコース） <input type="checkbox"/> 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）
(2) 助成対象経費（支給決定金額）	<input type="checkbox"/> 一般トライアルコース 支給決定年月日：令和 年 月 日 支給決定金額： 円 <input type="checkbox"/> 就職氷河期世代安定雇用実現コース 支給決定年月日（第1期）：令和 年 月 日 支給決定金額： 円
(3) 補助金交付申請額	<input type="checkbox"/> 一般トライアルコース 円（支給決定金額の2分の1相当額） <input type="checkbox"/> 就職氷河期世代安定雇用実現コース 円（第1期支給決定金額相当額）

3 補助金振込口座

金融機関名	銀行	支店
	信用金庫	
	組合	出張所
預金の種別	1. 普通 2. 当座	口座番号
(フリガナ) 口座名義人		

4 雇い入れた就職氷河期世代の労働者

(1) 労働者の氏名	
(2) 生年月日	(西暦) 年 月 日
(3) 雇入れ年月日	令和 年 月 日
(4) 勤務した事業所名及び所在地	事業所名 所在地

5 要件確認申告書

一般トライアルコース又は就職氷河期世代安定雇用実現コースの助成金の支給対象となる就職氷河期世代の労働者を雇い入れ（雇い入れた日において、鳥取県内の事業所等で勤務する者に限る。）、同助成金の支給決定を受けた事業者である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
鳥取労働局管内に雇用保険適用事業所がある。または、管外にある本社が雇用保険の事業手続きを一括して行うなど、雇用保険非該当の承認事業所である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
県税に未納がない。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
次のいずれにも該当する者でない。 ア 第6条第1項による申請書の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあつてはそれを構成する事業者の役員を含む。） イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
必要な書類の提出や実地調査への協力等、補助金の交付等に係る審査に協力できる。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※所要事項を記入するとともに、該当する項目の□に✓を入れてください。

上記の内容は事実と相違ありません。

令和 年 月 日

〒

申請事業主 所在地
 名 称
 代表者職・氏名

<添付資料>

- ・トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）又は特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）第1期の支給決定通知書等の写し
 - ・雇い入れた就職氷河期世代の労働者を雇用した雇入れ通知書又は雇用契約書（労働条件通知書等）の写し
 - ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- この他、申請内容の確認に必要な書類の提出をいただく場合があります。

様

鳥取県知事

印

鳥取県就職氷河期世代活躍支援補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県就職氷河期世代活躍支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、鳥取県就職氷河期世代活躍支援補助金とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、前記2の(2)の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県就職氷河期世代活躍支援補助金交付要綱（令和5年6月29日付第202300078532号鳥取県商工労働部長通知）の規定に従わなければならない。